

平成30年度

事業計画

一般財団法人山梨県交通安全協会
山梨県交通安全活動推進センター

平成30年度事業計画

平成29年中の県内における交通事故は

発生件数	4, 195件	(前年比 - 127件)
死者数(24時間)	37人	(前年比 + 2人)
同上(30日)	11人	(前年比 + 1人)
負傷者数	5, 421人	(前年比 - 187人)

であり、交通事故発生件数及び負傷者数は前年を下回ったものの、死者数は2人増加し、特に、65歳以上の高齢者の死者数は、18人で全死者数の48.6パーセント、約半数を占める等引き続き高齢者に対する交通事故防止のための支援策、対策を継続して推進する必要があります。

また、昨年の飲酒運転事故件数は、63件(前年比+10件)で運転免許保有者10万人あたりの飲酒事故件数は6.59件で、全国平均の2.82件を大幅に上回って全国ワースト1と大変不名誉な状況にあります。

また、全交通事故の形態別では追突・出合頭の事故が全体の約7割を占め、その事故原因も前方不注意、安全不確認、動静不注視等運転者の僅かな不注意によるものが全体の約8割を占めています。

このような厳しい交通情勢に対応するため政府は「平成32年を目途に交通事故死者数を2,500人以下に半減させ、世界一安全な道路交通を実現させること」とし、山梨県では「第10次山梨県交通安全計画」を策定、最終年度の平成32年度には、交通事故発生件数4,400件以下、交通事故死者数30人以下、飲酒運転の根絶、全席シートベルト、チャイルドシート着用率100パーセントを達成することとしています。

このような中で、安全で安心な交通社会を確立するためには高齢者と子供の安全対策、自転車の交通秩序の確立、飲酒運転根絶に対する社会気運の醸成、歩行者、特に高齢者の夜間事故防止のための反射材の活用促進等、総合的な交通事故防止対策を強力に推進する必要があります。

山梨県交通安全協会は、山梨県公安委員会から道路交通法に基づき「山梨県交通安全活動推進センター」の指定を受け法に規定されている交通安全広報・啓発活動や交通安全教育など幅広い交通安全対策活動を推進しているところであり、当協会としては、県警察をはじめとする関係機関の指導のもとに、交通関係団体及び県内各地区交通安全協会と緊密に連携し、事業の重点を

- 1 飲酒運転の根絶
- 2 高齢者と子供の安全な通行の確保と高齢者の交通事故防止

- 3 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 4 二輪車の交通事故防止
- 5 早めのライト点灯・上向きライト活用の徹底と反射材使用の推進
- 6 自転車の安全適正利用の推進

として、次の各事業を積極的かつ効果的に推進し、交通事故発生件数の総量を抑止する中で、交通死亡事故減少を主眼とした対策を展開し、民間の交通安全活動推進団体の中核としての責任を果たすことといたします。

実施事業（公益事業）の部

第1 交通安全の普及・啓発活動事業

1 交通道德の普及と高揚

関係機関・団体と連携協力して、次に掲げる各種交通安全運動の実施と広報媒体の活用により、県民の交通安全意識の普及及び高揚を図ることにより、地域における交通事故を防止し、安全な交通社会を実現することとする。

- | | | |
|-----------------------------------|------------|--------|
| ○ 春の全国交通安全運動 | 4月 6日 ~ | 4月15日 |
| ※ 交通事故死ゼロを目指す日 | 4月10日 | |
| ○ 春の連休時における交通安全運動 | 4月28日 ~ | 5月 6日 |
| ○ 夏の交通事故防止県民運動 | 7月21日 ~ | 8月20日 |
| ○ 秋の全国交通安全運動 | 9月21日 ~ | 9月30日 |
| ※ 交通事故死ゼロを目指す日 | 9月30日 | |
| ○ 年末の交通事故防止県民運動 | 12月 1日 ~ | 12月31日 |
| ○ 高齢者の交通死亡事故防止運動(通年) | 1月 1日 ~ | 12月31日 |
| ○ 山梨県飲酒運転絶滅運動 | 1月 1日 ~ | 12月31日 |
| ○ 「飲酒運転しない・させない山梨
キャンペーン」運動 | 12月 1日 ~ | 1月31日 |
| ○ 全席シートベルト・チャイルドシ
ート着用徹底期間(通年) | 4月 1日 ~ | 3月31日 |
| ○ 全席シートベルト・チャイルドシ
ート着用重点期間 | 7月、8月(2月間) | |
| ○ 全席シートベルト・チャイルドシ
ート着用推進の日 | 毎月14日 | |
| ○ 二輪車交通事故防止運動(通年) | 1月 1日 ~ | 12月31日 |

- 交通安全一市町村一運動(通年) 4月 1日 ~ 3月31日
- 交通安全推進県民大会 1月(予定)

2 広報・啓発活動

各種交通安全対策を効果的に実施するため、次の広報・啓発活動を積極的に推進する。

(1) 広報媒体を使用しての広報、啓発活動

ア ラジオ放送を活用し、道路交通等を利用する幅広い年齢層を対象に交通安全意識の高揚と交通事故防止を図る。

イ 県民に各交通安全運動の周知を図るため、地元紙及び中央紙へ掲載する。

ウ 交通事故実態に対応する交通安全推進事項を重点にラジオ、新聞等のマスコミを活用した広報を実施し、交通安全に対する啓蒙活動を推進する。

エ 県下の高校、大学付近25ヶ所のバス停留所に正しい自転車安全利用を啓発するポスターを掲出する。

オ TSマーク普及、啓発のための広告や自転車販売店と協力してポスター、チラシを作成、配布する。

また、自転車事故の実態を踏まえ、利用者ニーズに応じ保険情報等の提供を図る。

カ ケーブルテレビ局の道路「ライブカメラ」による県下の幹線道路の渋滞情報の提供と併せ、交通安全標語による交通安全広報を実施する。

(2) 協会広報紙による広報、啓発活動

当協会の広報紙「交通安全情報やまなし」を年4回発行(1回4万部)し、県下市町村の回覧板により全戸回覧し、交通安全意識の高揚を図る。

また、同広報紙に掲載する写真については、広く公募し、県民の関心の盛り上げを図る。

(3) キャンペーン等での場での情報提供活動

ア 交通事故防止及び交通安全思想の普及のため、各種の交通安全運動・キャンペーン等の機会に県警察、関係機関と連携して広く県民に対し、交通安全情報を提供する。

イ 交通事故の発生状況、危険箇所を調査・分析し、機関紙・タウン情報紙などを通じて広く危険箇所の周知を図る。

ウ 当協会のホームページ、Eメールにより、交通安全広報、交通安全活

動等の情報を提供する。

(4) ポスター、資料等の作成、配布

ア 交通安全思想の普及・高揚を図るため、ポスター、パンフレット、リーフレットを作成等し配布する。

イ 交通マナーとルールを認識させ、併せて自転車事故の防止を図るため県下の小学校4年生に対し、全日本交通安全協会作成の「自転車安全教室」（約5,000冊）を配布する。

(5) イベント等の場における広報、啓発活動

ア 「県民の日」等の大規模なイベントや祭典、ヴァンフォーレ甲府のホーム開催試合、甲府国際オープンテニス等、多くの県民が参加する場における広報を実施して、交通安全意識の徹底を図る。

イ 自転車の交通事故防止、マナーの向上のため、子供を対象とした自転車大会等を開催する。

3 交通安全キャンペーン、イベント等の実施

(1) 自転車安全利用の推進とTSマークの普及

自転車による事故が社会問題化していることから、自転車の安全運転5則の徹底を図るため、街頭指導や街頭キャンペーンを実施し、併せて自転車利用者と被害者の救済を目的とした「TSマーク」の普及・啓発に努める。

また、利用者のニーズを踏まえ、必要に応じて保険商品の情報提供も図る。

(2) 飲酒運転の根絶運動

ハンドルキーパー運動を積極的に展開するため

- ・ 広く県民への周知徹底（広報）
- ・ 関係団体などの参加への呼びかけ（参加）
- ・ 酒類を提供する飲食店等への協力の確保（実践）

を重点に新聞、テレビ等のマスメディアを効果的に活用した広報活動を強力に推進する。

また、(一社)山梨県食品衛生協会等と協同し、飲酒運転根絶のためのポスターを配布等して啓蒙、広報活動を実施する。

(3) シートベルト・チャイルドシートの正しい着用の推進

ア 交通事故発生時における被害の防止・軽減のため、「シートベルト着用ステップアップ運動」を実施し、全席着用の推進を図る。

イ チャイルドシートの無償貸出事業を通じチャイルドシートの正しい着用の推進を図る。

(4) 反射材の普及・啓発

ア 反射材着装の効果等の周知を図るため反射材展示会、講習会等を開催する。

イ 夜間外出時における交通事故を防止するため、マスメディアを活用した広報を実施するとともに、反射材効果体験テント等の資機材を有効活用し、各種イベントや街頭活動時に反射材の必要性、効果について周知、徹底を図る。

ウ 反射材を自ら身につける意識の定着ため、キャラクター、マスコット、自発光式等着用したくなる反射材の普及に努める。

(5) 高齢者に対する反射材配布活動

高齢者の夜間における交通事故抑止のため、地区交通安全協会、老人クラブ連合会等との連携により、反射材等を幅広く配布して、重要性を認識させ普及、促進を図る。

(6) 交通事故多発時における街頭活動

交通事故多発時における、交通事故防止対策のため、県警、関係機関、団体及び各地区安協と連携し、県下全域において街頭キャンペーンを実施する。

(7) イベントを活用しての資料等の配布活動

県民の日等の各種イベント、街頭活動において、反射材及び交通安全資料を配布して、活用の促進を図る。

4 交通安全教育・訓練の推進

(1) 高齢者に対する教育・訓練

高齢者交通安全グラウンドゴルフ大会の際における講習会の開催時に横断歩行トレーナー等を使った参加、体験、実践型の交通安全教育を推進する。

(2) 子供に対する教育・訓練

子供の交通事故は危険認知、ルール・マナーの欠如から発生していることから、発達段階に応じ家庭やPTA等の団体等と連携して、体験型の教育・訓練を実施する。

(3) 自転車利用者に対する教育・訓練

自転車利用者のルール・マナーが問題視され、自転車の安全利用が叫ば

れている現状から、小・中・高校生を対象に、自転車安全教室等を開催し、併せて自転車の点検整備を実施する。

(4) 二輪車に対する教育・訓練

ア 年間を通じて、県下の各高校に二輪車安全運転指導員等を派遣し、高校生を対象とした参加型の教育・訓練を実施する。

イ 高校生を指導する教員に対し、集団での実技指導及び講習を実施し、教育者の技術の向上による高校生の事故防止を図る。

ウ 高校生の二輪車使用による交通事故防止を図るため、山梨県警・県教育委員会などと連携し、交通事故の現状・対策等の会議を開催する。

(5) 資器材を活用した教育・訓練

ア 自転車事故の防止を図るため、若者や小・中・高校生を対象に「自転車シミュレーター」の活用を図る。

イ 交通安全DVD、酔っぱらい体験ゴーグル等の交通安全資器材の貸出しを行うなど交通安全教育を支援する。

(6) その他教育・訓練

ア 甲府刑務所受刑者の内、仮釈放予定者に対する交通安全講習を行い、社会復帰を支援する。

イ 企業、団体等で実施する交通安全講習会へ要請に基づいて講師を派遣し、交通安全教育を支援する。

ウ 各自治体、団体、企業等と連携し、高齢者、運転者等対象ごとの運転適性検査を実施し、結果に基づく安全教育を推進する。

エ 教育、訓練の効果を高めるため、二輪車安全運転指導員講習会を開催するとともに全日本交通安全協会が主催する審査会への参加及び中央研修所への指導員・講師を派遣して、その能力向上を図る。

5 交通安全のための支援事業の推進

(1) チャイルドシートの無償貸出

チャイルドシート着用の徹底を図るため、好評を得ている本協会、各支所で無償貸出する支援事業を継続・推進する。

(2) 高齢運転者に対する運転経歴証明書発行助成の終了と記念品の贈呈

高齢運転者（65才以上）の交通事故防止対策として、平成24年から5年以上にわたり取組んできた運転免許証を自主返納した際、「運転経歴証明書」の交付を受ける場合の手数料等助成事業について、一定の成果が得られ所期の目的を達成した為、平成30年6月末をもって終了、7月1

日からは記念品を贈呈し、交通事故防止の啓発を図っていく。

(3) 新入学児童に対する交通安全グッズの配布

地区交通安全協会を通じ、県下の全新入学児童に対し、交通安全グッズ・反射バッグを配布する。

6 各種委員会の活動の活発化と指導の強化

(1) 地域交通安全活動推進委員に対する研修会等の開催

地域における交通安全活動のリーダーとして活動する「地域交通安全活動推進委員」に対し、活動の充実と的確な運営を図るための研修会等を開催する。

(2) 各種委員会の会議等の開催

二輪車、自転車事故防止のため関係機関、団体で構成している「山梨県二輪車安全運転推進委員会」、「山梨県自転車安全教育推進委員会」の会議等を開催し、委員会の活発化を図る。

7 交通安全のための各種大会の開催

広く県民が参加し、交通安全に対する意識を高揚するため、次の大会を開催する。

- | | |
|-----------------------|------------|
| (1) 二輪車安全運転山梨県大会 | (実施を含め検討中) |
| (2) 交通安全子供自転車山梨県大会 | (7月14日) |
| (3) 中学生交通安全弁論大会 | (10月の予定) |
| (4) 高齢者交通安全グラウンドゴルフ大会 | (11月9日) |
| (5) 交通安全推進県民大会 | (1月の予定) |

8 交通安全功労者等の表彰

- (1) 交通栄誉章「緑十字金章、銀章、銅章」の表彰上申
- (2) 関東管区警察局長、関東交通安全協会連合会会長連名表彰上申
- (3) 山梨県警察本部長、山梨県交通安全協会会長表彰
- (4) 地区交通安全協会女性部、支部表彰及び二輪車安全運転推進委員会指導員表彰

第2 交通安全関連団体支援事業

1 各地区交通安全協会への協力・支援

- (1) 交通安全活動の企画、立案、経理等委託事務の支援

- (2) 地区交通安全協会への助成
- (3) 女性部の充実強化のための支援
- (4) 地区交通安全協会の交通安全活動への資器材の貸与、ポスター等の広報資料を配布する協力、支援

2 他機関・団体が行う交通安全活動への協力・支援

- (1) 視覚障害者の安全確保のため、全日本交通安全協会の支援を得て「視覚障害者用交通信号機付加装置」の設置
- (2) 各種団体等への交通安全活動への支援
 - ア 山梨県安全運転管理者協議会が開催する「安全運転コンクール」
 - イ 高速道路交通安全協議会の活動
 - ウ 山梨県交通安全母の会連合会の活動
 - エ 被害者支援センターやまなしの活動
 - オ 山梨県暴力追放運動推進センターの活動
 - カ 山梨県自転車軽自動車商協同組合の活動
 - キ 山梨県主催の「セーフティードライブ・チャレンジ123」への支援
 - ク 報道機関UTY、NNS、FMフジ、YBS等の交通安全キャンペーンの後援

第3 交通安全活動推進センター等の活動と事業

道路交通法第108条の31に基づき、交通安全活動推進センターとして、道路における交通の安全と円滑に寄与することを目的に、次の活動を推進する。

- 1 適正な交通の方法、交通事故防止その他道路における交通の安全に関する事項についての広報活動
- 2 適正な交通の方法、交通事故防止その他道路における交通の安全についての啓発活動
- 3 交通事故に関する相談に応じること。
- 4 運転適性指導
- 5 道路における交通の安全と円滑に資するための民間の自主的な組織活動を助けること。
- 6 地域交通安全活動推進委員に対する研修
- 7 地域交通安全活動推進委員協議会の事務について連絡調整を行う等その任務遂行を助けること。
- 8 道路使用許可申請に基づく道路又は交通の状況についての調査

第4 その他支援事業

1 各地区交通安全協会会員が、交通安全活動中に死傷等した場合の傷害保険事業、交通災害見舞金制度の支援を行う。

2 会員への支援

免許取得時・更新時における郵便振込制度や山梨自動車学校卒業生に対する当協会加入助成制度を継続し、一般会員の加入促進を図り、交通安全活動のより一層の活発化を推進するため、会員に対し次の支援を行う。

- (1) 弁護士による交通事故無料法律相談
- (2) 交通事故見舞金の交付
- (3) 運転免許証ケースの進呈
- (4) 交通安全セーフティドライブマップの進呈
- (5) 運転免許証の自主返納者に対する経歴証明書申請手数料助成
- (6) Eメール会員への加入

なお、会員が真に必要とする支援について、随時改善していく。

その他事業（収益事業）の部

本会の目的を達成するために、次の事業を推進する。

第1 交通安全講習事業

1 各種講習に関する取り組み

(1) 県公安委員会、県警察から委託を受けた免許関係等に関する以下の業務を実施する。

ア 運転免許更新時講習（優良、一般、違反、初回）

イ 停止処分者講習（短期、中期、長期、取消）

ウ 違反者講習

エ 高齢者講習

オ 初心運転者講習

カ 運転免許を受けようとする者に対する講習（応急救護措置講習等）

キ 安全運転管理者講習

ク その他、新規運転免許取得者に対する講習

(2) 県下の交通事故発生状況を調査・分析し、当協会で作成している「交通

安全情報やまなし」を各種の講習に活用するとともに、併せて当該資料を県民、企業等に対する講習や研修にも活用する。

第2 山梨自動車学校の経営に関する事業

1 全車種の運転技能及び学科教習を実施する。

2 受託事業の実施

県公安委員会、県警察等から受託や指定を受けた、普通車、二輪車、応急救護措置、違反者（実車）、初心運転者講習及び仮運転免許に関する事務を適切に実施する。

3 各種コンクール等への協力

山梨県安全運転管理者協議会等が主催する安全運転コンクールへ協力し、教習コースの開放、教習車両の貸出及び技能指導を実施する。

4 県警察試験コースの適切な民間開放業務の推進

山梨自動車学校が管理等の委託を受けている県警察の試験コースは、土・日・祝日に民間へ開放されていることから山梨自動車学校では、開放の趣旨と県民の利便を踏まえた適切な運営を推進する。

第3 運転免許関係事務事業

1 運転免許証更新通知業務

2 高齢者講習通知業務

3 運転免許証更新申請書複写等の業務

4 警察署運転免許窓口業務

5 免許写真撮影業務

6 免許証郵送業務

第4 その他収益事業

1 収入証紙の販売

2 交通安全資機材、交通安全グッズの販売

3 切手販売、自動販売機の取り扱い

4 土地賃貸